

TAKKEN

GIFU

宅建ぎふ
Vol.526
令和2年10月15日発行



おもな内容

「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の 施行に伴う宅建業法施行令の一部改正について……………	2
犯罪収益移転防止法における被保険者等記号・番号 等の取扱いに関する留意事項等について……………	3
7月新設住宅着工……………	4
危険ドラッグ等の販売等の防止に協力をお願いします…	5
「子ども110番の家」の活動に協力頂ける会員を募集中です…	5
「不動産市況DI調査」へのご協力をお願い……………	5
令和2年度「第1回県下統一研修会」研修動画の公開について…	5
身近な法律相談……………	6
不動産取引判例集……………	7
協会の動き・支部だより・会員の異動……………	9



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令の一部改正について

令和2年6月10日に、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布され、令和2年9月7日から施行されました。これに伴い、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令において、宅地建物取引業法施行令が下記のように改正され、令和2年9月7日から施行されましたのでお知らせします。

1. 都市再生特別措置法等の改正内容（宅地建物取引業法施行令関係）

- (1) 地区整備計画の記載事項の追加について（改正法による改正後の都市計画法第58条の3第1項関係）

改正法により、都市計画法第12条の5第2項の地区整備計画の記載事項として、「現に存する農地で、農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項」を新たに設ける（改正後の同法第12条の5第4項）とともに、当該事項が定められている区域内の農地の区域内における土地の形質の変更等の許可について、市町村の条例で定めることができる規定が新設された（改正後の同法第58条の3第1項）。

- (2) 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の容積率の制限の緩和及び建蔽率の制限等について（改正法による改正後の建築基準法第60条の2の2第1項から第3項及び第4項（改正後の同法第88条第1項において準用する場合を含む。）関係）

改正法により、居住環境向上用途誘導地区が創設され（改正後の都市再生特別措置法第94条の2第1項）、当該地区内における特定の建築物等に関し、用途及び容積率の制限の緩和を可能とする（改正後の建築基準法第60条の2の2第4項（改正後の同法第88条第2項において準用する場合を含む））とともに、当該地区内における建築物の建蔽率の制限、壁面の位置の制限、高さ制限、用途規制が新設された（改正後の同法第60条の2の2第1項から第3項まで）。

2. 宅地建物取引業法施行令の改正点

- (1) 第2条の5関係

宅地建物取引業法第33条及び第36条においては、宅地建物取引業者が宅地の造成又は建築物の建築に関する工事の完了前に当該工事に係る宅地又は建物について広告し、または、自ら売主となる売買契約の締結等を行う場合は、政令で定める許認可等があった後にこれを行うこととしており、具体的な許認可等の内容について宅地建物取引業法施行令第2条の5において定めている。

改正法による改正後の都市計画法第58条の3第1項において、新たに土地の形質の変更、建築物の建築等の許可制度が新設され、また、改正後の建築基準法第60条の2の2第3項ただし書において、新たに高さ制限に係る許可制度が新設されたことを踏まえ、今般、当該制度を宅地建物取引業法施行令第2条の5に定める許認可等に追加する改正を行った。

- (2) 第3条関係

宅地建物取引業法第35条第1項においては、宅地又は建物の使用等について法令上の制限がある場合に、購入者等が不測の損害を被ることを防止するため、宅地建物取引業者に宅地建物取引業法施行令第3条第1項で定める法令に基づく制限を重要事項として説明するよう義務付けている。

改正法による改正後の都市計画法第58条の3第1項において、新たに土地の形質の変更、建築物の建築等の許可制度が新設され、また改正後の建築基準法第60条の2の2第1項から第3項及び第4項（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）において、新たに容積率の制限の緩和及び建築物の建蔽率の制限、壁面の位置の制限、高さの制限に係る制度が設けられたことを踏まえ、今般、当該制度を宅地建物取引業法施行令第3条第1項に定める法令に基づく制限に追加する等の改正を行った。

※その他条項が移動することによる所要の改正を行った。

犯罪収益移転防止法における本人確認書類として各種被保険者証等が用いられた場合の被保険者等記号・番号等の取扱いに関する留意事項等について

健康保険法等の一部の改正により、国民健康保険等の被保険者証等における被保険者記号・番号等について、新たに「告知要求制限」の規定が設けられ、令和2年10月1日から施行されたことにより、犯罪収益移転防止法施行規則の規定に基づき、本人確認書類として国民健康保険等の被保険者証等を用いる場合の取扱いに関する留意事項等について、国土交通省より通知がありましたのでお知らせします。

医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されました。

告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等や、本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項は下記のとおりです。

1. 本人特定事項の確認の際の留意事項について

犯罪収益移転防止法における顧客等の本人特定事項の確認に際して、本人確認書類として各種被保険者証等の提示を求めることは可能ですが、当該各種被保険者証等の被保険者等記号・番号等を書き写すことがないようにお願いいたします。この場合において、当該各種被保険者証等の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で確認記録に添付するようお願いいたします。

各種被保険者証等の写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、あらかじめ顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けるようお願いいたします。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しの送付を受けた場合については、被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で当該写しを確認記録に添付するようお願いいたします。

なお、各種被保険者証等が本人確認書類として用いられた場合における、犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号に掲げる記録事項については、当該各種被保険者証等を特定するに足りる事項として、その名称に加えて、発行主体及び交付年月日等を記録する必要があります。

2. 各種被保険者証等を本人確認書類とする場合の記載振りについて

ホームページやリーフレット等に本人確認書類として各種被保険者証等を用いる際の留意点を記載する場合には、被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような記載振りとならないようにする必要があります。

例えば「各種被保険者証等の写しは、被保険者等記号・番号等がはっきりと分かるものを送付してください」といった記載を行わないよう留意してください。

7月新設住宅着工

国土交通省がまとめた7月の新設住宅着工戸数は、持ち家が前年同月比13.6%減の2万2,708戸と12カ月連続の減少、貸家が同8.8%減の2万7,696戸と23カ月連続の減少、分譲住宅でも同11.8%減の1万9,359戸と9カ月連続の減少となったため、7月の新設住宅着工戸数全体では、同11.3%減の7万244戸と13カ月連続の減少となり、着工床面積でも、同15.6%減の561万6千㎡と12カ月連続の減少となりました。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同4.8%増の82万8千戸となり、先月の減少から再び増加となりました。

持ち家では、民間資金分が同13.2%減の2万393戸と12カ月連続の減少、公的資金分でも同17.3%減の2,315戸と4カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

貸家では、公的資金分が同0.2%増の2,843戸と4カ月ぶりの増加となったものの、民間資金分が同9.8%減の2万4,853戸と38カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

分譲住宅では、マンションが同2.9%減の8,352戸と2カ月連続の減少、戸建て住宅でも同17.2%減の1万820戸と8カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、持ち家が同12.7%減の527戸と4カ月連続の減少、貸家が同16.9%減の276戸と6カ月連続の減少、分譲住宅でも同66.8%減の183戸と2カ月連続の減少となったため、岐阜県全体では、同34.6%減の987戸と3カ月連続の減少となりました。

三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同7.0%減の4,848戸、貸家が同1.5%減の1万457戸、分譲住宅でも同6.2%減の8,518戸と全利用関係別で減少となったため、首都圏全体では同4.3%減の2万3,903戸となりました。

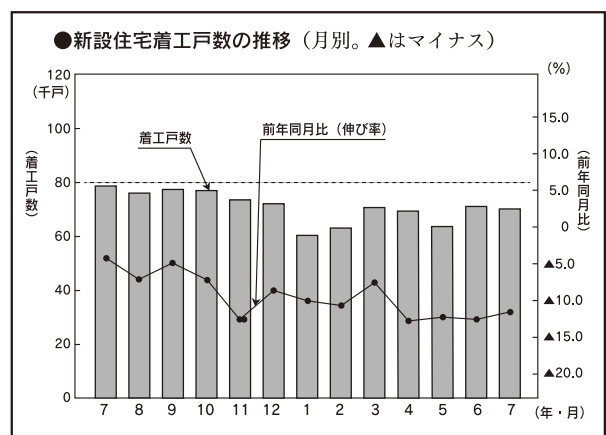
中部圏では、持ち家が同14.6%減の3,437

戸、貸家が同2.1%減の2,695戸、分譲住宅でも同15.0%減の2,361戸と全利用関係別で減少となったため、中部圏全体では同10.5%減の8,607戸となりました。

近畿圏では、分譲住宅が同2.6%増の3,876戸と増加となったものの、持ち家が同19.8%減の2,806戸、貸家でも同5.4%減の5,067戸と減少となったため、近畿圏全体では同8.3%減の1万1,782戸となりました。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの分譲住宅が同15.4%増の338戸と増加となったものの、持ち家が同22.3%減の3,161戸、貸家でも同17.1%減の6,126戸と減少となったため、全体では、同18.4%減の9,662戸と4カ月連続の減少となりました。

2×4では、持ち家が同16.4%減の2,414戸、貸家が同15.9%減の4,374戸、分譲住宅でも同17.0%減の1,045戸と減少となったため、全体では、同16.4%減の7,835戸と16カ月連続の減少となりました。



[infomation] インフォメーション

危険ドラッグ等の販売等の防止に協力をお願いします

本会では、危険ドラッグの濫用防止を図るため、岐阜県、岐阜県警察と「危険ドラッグ等の販売等の防止に関する協定」を締結しています。

危険ドラッグについては、インターネットを利用した配達等の形態で依然として流通しており、その販売や密造の多くは賃貸借物件を拠点としているとの情報があることから、同協定では、本会会員が賃貸借契約の仲介又は賃貸する際に、貸主の了承を得て建物賃貸借契約書の禁止事項に「危険ドラッグ等の製造、輸入、販売、授与、販売若しくは授与を目的とする貯蔵・陳列又は使用場所の提供のために使用すること」を加え、禁止事項に違反した場合は契約を解除するよう貸主への要請や定期的な情報交換を行い連携強化に努めることとしていますのでご協力をお願いします。

「子ども110番の家」の活動に協力頂ける会員を募集中です!!

宅建協会では、近年増加する子どもを狙った犯罪の防止に努めるとともに「安全で安心して暮らせる岐阜県づくり」を推進することを目的とした「子ども110番の家」の活動に参画し、地域の安全性の確保及び業界の信頼性の向上を目指しています。

事務所に「子ども110番の家」協力店のステッカーを掲示頂き、子どもたちが助けを求めてきた際の店内での保護、警察・学校・自宅等への連絡などをお願いしています。

「子ども110番の家」にご協力頂ける会員の方は、所属支部までお申出ください。

令和2年9月末現在、会員事業所480社にご協力いただいています。



「不動産市況DI調査」へのご協力のお願い

本会では不動産流通の活性化及び安心・安全な不動産取引を図るため、(公社)岐阜県不動産鑑定士協会と共同で不動産市場の推移に関する実感と、この先半年の予測について、毎年4月と10月に会員業者に対するアンケート調査を実施し、調査結果を宅建協会のホームページ及び報道機関等を通じて公表しています。

この度、令和2年10月時点のアンケート用紙を会員の皆様へお送りしておりますので、同調査の趣旨をご理解頂き、アンケートへのご協力をお願いします。

令和2年度「第1回県下統一研修会」研修動画の公開について

ホームページ上での公開をお知らせしていました令和2年度「第1回県下統一研修会」の研修動画を9月28日(月)に公開しましたのでお知らせします。

身近な法律相談

(公社)岐阜県宅地建物取引業協会

顧問弁護士 畑 良 平



今回は、身近な法律相談として「交通事故における物的損害(物損)の請求」についてお話しします。

1. 物的損害の請求権者について

- (1) 夫A所有の車を妻Bが運転して停車中、後ろからCの車によってぶつけられた。C及びCの加入する任意保険会社に損害賠償請求できるのは、AかBか
- (2) Aが所有権留保付売買の買主であり、ローンが払い終わってない場合に修理費相当額の損害賠償請求ができるか
- (3) Aがリース契約を結んでおり、ユーザーであった場合の修理費相当額の損害賠償請求ができるか

2. 評価損の損害賠償請求権者はAであるかBか

3. Aは、事故車両の時価等を超える修理費の請求をすることができるか

1. について

- (1) 人身事故でなく物損の場合、車輛の価値が修理費相当額に下落していて損害を被るのはBではなく所有者であるAです。Aが加害者であるCに対し、民法709条に基づき修理費相当額の損害賠償を求めることになります。車両の使用者すなわち運転手であったBは、所有権者でなく当該車両の交換価値を把握していないので、当該車両の価値の下落による損害を被る訳ではありません。また、当該車両の修理義務を当然に負うものではないので、当然には修理費相当額の損害賠償を求めることはできないと解されます。
- (2) 事故車両につきローンが完済されておらず、所有権が完全にAに移転されていない場合はどうかという問題があります。すなわち売主が未払いの代金債権を担保する趣旨で所有権が留保されている場合、買主Aは、売主(例えばトヨタ販売店)に対して担保価値を維持する義務を負っており、車両が損傷し、修理を要する状態になった場合、買主Aは、当該車両を修理する義務を負っています。そのため、買主Aが未だ修理をしておらず、修理費の支払いをしていない段階でも、今後修理し、修理費を負担する予定がある場合には、具体的に修理費相当額の損害が発生したと解することができ、事故車両の所有権留保付売買の買主Aによる修理費相当額についての損害賠償を認めた裁判例があります。従ってAは、Cに対し、損害賠償請求することが可能です。
- (3) リース契約においては、約款上、ユーザー(この場合、通例ではA)がリース物件について修理義務を負う旨明記されているのが通例であり、この場合、リース車両が損傷し、修理を要する状態になったときは、ユーザーは、当該車両の修理義務を負い、ユーザーが修理せず、修理費を支払っていない場合でも、今後修理をし、修理費を負担する予定があるとされるときには、修理義務を負うユーザーには修理費相当額の損害が発生したということができるとも解されます。

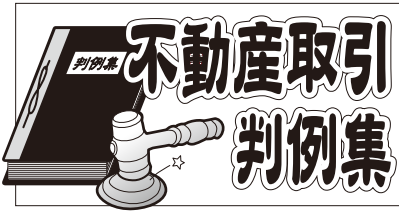
2. について

事故車両の評価損は、交換価格の落下であり、これを把握しているのは所有者Aであり、請求者は、所有者であるAとされています。使用者Bについては、所有権留保付売買の買主を含め、原則として、評価損の損害賠償を求めることはできないと解されています。

3. について

事故車両の修理費用が事故車両の事故前の時価等を超える場合には、特別の事情がない限り、当該時価等を超える修理費用を請求することはできないとされています。Aは、請求できないと考えます。なお、事故車両の時価等を超える修理費の請求ができる「特別の事情」とは、事故車両の所有者が、事故車両の代物を取得するに足る価格相当額を超える高額の修理費を投じて事故車両を修理し、これを引き続き使用したいと希望することを社会観念上是認するに足る相当の事由が存在することとされています。なお、事故した自動車に対する愛着といった個人的・主観的事情は、当該「特別の事情」には当たらないとされています。

以上



店舗の賃貸借契約を締結した賃借人が、業者が行った重要事項の説明の誤りにより多大な金銭的、精神的損害を被ったとして損害賠償を求めた事案において、重要事項説明書の内容に不備ないし誤りがあると認められるものの、賃借することを決断したことに重要事項説明書等は何ら関与していないから、重要事項説明書の不備等と賃借との間に因果関係はなく、賃借人が仲介業者の欺罔行為により賃貸借契約を締結させられたとはいえないなどとして、仲介業者の債務不履行ないし不法行為を否定し、請求を棄却した事例

(東京地裁 平成25年6月25日判決)

【事案の概要】

AとB(いずれも訴外・貸主)が共有する借地上のビル(以下「本件ビル」という。)には、根抵当権設定登記がなされている他、A持分に税務署の差押え登記がされていた。

平成23年4月、X(原告)は、従前にAの依頼業務を行った内装業者C(訴外)からAを紹介され、同年6月から、本件ビル1階の一部(以下「本件店舗」という。)を仮店舗として物品販売を開始し、同年10月に融資が実行されることとなったため本格営業の開始を決定した。

同年11月6日、AとXは、本件店舗について、宅建業者Y(被告)の立会いの下で、賃料月額7万円、保証金56万円、賃貸借期間を平成24年1月1日から2年間とする店舗賃貸借契約を締結した。

契約に先立ち、宅地建物取引主任者であるYの従業者は、Xに対し、重要事項説明書(以下「重説」という。)を読み上げたうえで交付したが、重説には、「本件ビルの名義人をA」、「所有権以外の権利は無」、「敷地は借地の場合に該当しない」と記載される等、いくつかの不備・誤りがあった。

また、契約書は、YがAの依頼により作成(契約書作成料7万円)したもので、Yは、契約書に仲介業者として記名押印していなかった。

同年9月、地代を滞納していたAは、敷地所有者から、12月25日までに引き渡すこと等を条件として本件ビルと借地権を2,560万円余で買い受ける旨の申し出を受けたため、Xに対し、立退料70万円の支払いを条件に、12月15日までの立ち退きを申し入れ、また、Yは、立退きに関する合意書を作成してXに提示したが合意には至らなかった。

その後、Yは、Aと相談のうえ、Xに対し、立退料を134万円に増額すること提示したが、Xが最低でも350万円であるとの要求をしたため、合意には至らず、同年11月初旬、立ち退き請求は撤回された。

平成25年1月、Xは、このような問題物件であれば契約することはなく、Yの欺罔行為によって締結させられたので、Yは、Xに対し、債務不履行ないし不法行為に基づき、Xが被った損害を賠償する義務があり、また、本件店舗が重説に記載物件とは全く異なっていた事実が、Xに多大な精神的動揺、将来への不安を与え、精神的苦痛には耐えがたいものがあるとして、礼金・借入金・仕入用自動車購入費・営業補償金等の722万円余の損害と慰謝料150万円の合計872万円余の支払いを求めて提訴した。

これに対し、Yは、「重説は、店舗を居住用として使用することを禁止するために急ごしらえて便宜上作成したものにはすぎない。」と主張した。

【判決の要旨】

裁判所は、次のように判示してXの請求を棄却した。

- (1) 重説に不備ないし誤りはあるが、Xは、重説の約5か月前から本件店舗を仮店舗として物品販売を開始し、同年10月中に金融機関からの融資実行が決まったことから本格営業を開始することを決断し、同年11月に店舗賃貸借契約書を取り交わすに至ったものであり、Xの決断に、Yの作成した契約書や重説は何ら関与していないから、重説に不備ないし誤りがあることとXが本件店舗を賃借したこととの間に因果関係は認められず、XがYの欺罔行為によって本件店舗の賃貸借契約を締結させられたということとはできない。
- (2) Xは、平成23年4月当時、Aが経済的に厳しい状況であることを知っていたというのであるから、本件ビルに抵当権等が設定されている可能性を当初から知っていたということができ、重説にその旨記載がされていたとしても、既に仮店舗での営業を行い、事業資金の融資を受けていたXが店舗営業取消の決断をしたとは考えにくい。また、敷地が借地であることが重説に明記されていたとしても、Aが地代を滞納しているかどうかまで重説に記載されるものではないから、借地であることが記載されていたとしても、Xが店舗営業取消の決断をしたと認めるのは困難である。
- (3) Xが、立ち退き請求がなされるなどした結果、精神的動揺や将来への不安等を被ったとしても、それは、Xが本件店舗を賃借する以前の時点において、Aが既に経済的に厳しい状況にあったことによるものと考えられ、同年11月以降に本件に関与することになったYに債務不履行ないし不法行為責任を認めるのは困難で、Xとしても、本件店舗において本格営業を開始することを決断した同年10月までに、本件店舗において本格営業することに問題がないかどうかを自ら調査しておくべきであったといわざるを得ない。
- (4) XのYに対する債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償請求は理由がない。

【まとめ】

本件では、誤った重説内容と借主が被ったとする損害の間に因果関係がないとして損害賠償請求は棄却されたが、業者が宅地建物取引業法に準拠した方法・形式で重説を行ったことは、業法で定める「貸借の媒介を業として行う」行為とされる可能性が極めて高く、この場合には、業者は、業法35条(重要事項の説明等)や37条(書面の交付)等の違反が指摘されることになる。

既に契約が成立している事案において、依頼により宅建業者が媒介業務を行う場合に、業務を簡略的に行うことができるものではなく、またその責任が軽減されるものではないことに留意されたい。

(一財)不動産適正取引推進機構「RETIO」より抜粋

免許更新の手続きはお早めに!!

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。

免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますのでご注意ください。

協 会 の 動 き

9月2日

- ・全宅連総務財務委員打ち合わせ会
山本会長出席

9月3日

- ・岐阜県土業連絡協議会第1回協議会
岐阜市：山本会長、林・堀部副会長、大橋
事務局長出席

9月7日

- ・第5回法定講習会

9月11日

- ・第3回正副会長会議

9月15日

- ・相談業務研修会
岐阜産業会館
- ・宅建ぎふVol.525発行

9月17日

- ・弁護士相談

9月25日

- ・第2回人材育成委員会

9月28日

- ・上期基礎教育研修会
岐阜産業会館

支

部

だ

よ

り

岐阜中支部

9月1日

巡回相談(岐阜市役所)

9月8日

巡回相談(岐阜市役所)

9月9日

第3回幹事(監査)会

9月30日

第1回人材育成委員会

岐阜南支部

9月2日

巡回相談(各務原市役所)

9月4日

第2回正副支部長会議

9月8日

巡回調査説明会

9月15日

巡回相談(岐阜市役所)

9月16日

巡回相談(羽島市役所)

9月24日

第1回流通促進委員会

岐阜北支部

9月8日

第2回正副支部長会議

9月15日

第2回移動無料相談会(岐阜市西部コミュニティセンター、山県市役所、瑞穂市総合センター、本巣市役所系貫分庁舎、北方町コミュニティセンター)

9月18日

支部研修会

西濃支部

9月8日

入会審査会

第4回幹事(監査・地区委員)会

中濃支部

9月3日

第3回幹事会

9月8日

巡回相談(関市総合福祉会館)

9月11日

入会審査会

9月24日

入会審査会

9月28日

第1回総務委員会

東濃支部

9月18日

巡回相談(多治見・土岐・瑞浪・恵那・中津川市役所)

9月24日

巡回調査

9月25日

巡回調査

9月28日

巡回調査

会 員 の 異 動

入 会 者（会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。）

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代 表 者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	事 務 所 所 在 地	〒
---------------	--------	------------------	----------	----------------------	-------------	---

【岐阜南支部】

大(4)6857 31 . 4 . 20	タ マ ホ ー ム (株) 土地買取センター岐阜店	玉 木 康 裕 (中 崎 隆 志)	板 津 周 二	058-277-0150 058-277-0151	岐阜市加納新本町4-3	500- 8463
-------------------------	------------------------------	----------------------	---------	------------------------------	-------------	--------------

【岐阜北支部】

(1) 5095 2. 9. 4	(株) グ ラ ホ ス	原 田 英 明	原 田 英 明	058-201-3811 058-201-3812	岐阜市東島2-14-6 ハイム山王1D	502- 0913
(1) 5091 2. 8. 18	(株) 岡 田 工 務 店	岡 田 昌 也	馬 淵 幸 雄	058-372-2355 058-372-2356	瑞穂市森86-1	501- 0303

【中濃支部】

(1) 5097 2. 9. 4	小 桜 ハ ウ ジ ン グ (株)	林 賢 一	林 賢 一	0575-36-2360 0575-36-4680	美濃市上野393	501- 3787
---------------------	-------------------	-------	-------	------------------------------	----------	--------------

【東濃支部】

(1) 5092 2. 8. 27	(株) オ ウ ル	荻 野 和 彦	荻 野 和 彦	0572-24-7675 0572-51-1568	多治見市滝呂町17-37-8	507- 0813
----------------------	-----------	---------	---------	------------------------------	----------------	--------------

退 会 者

支 部	商 号	代 表 者	事務所所在地	備考	頁
岐阜南	か と う 不 動 産	加 藤 寛 也	各務原市那加日新町6-3 オフィス21 2-A	廃 業	21
中 濃	(有) 山 田 林 産	山 田 芳 洋	郡上市美並町三戸1706-2	廃 業	63
東 濃	平 和 興 産 (株)	酒 井 修 二	中津川市本町2-6-12	解 散	76
飛 騨	昭 栄 土 地	笹 俣 外 雄	下呂市森801-17	死 亡	88

変更事項（9月）

支 部	商 号	変更事項	変 更 内 容		頁
			旧	新	
岐阜中	(株) カ チ タ ス 岐阜店	専任取引士	上田陽一・澤田七海	平澤繁史	9
岐阜中	積水ハウス不動産中部(株) 岐阜賃貸営業所	政令使用人	森田幸行	岡本和之	10
		専任取引士	森田幸行	岡本和之	
岐阜南	ア ル タ 開 発 (株)	専任取引士	安澤愛美		16
岐阜南	岡 本 住 建 (株) 岐阜店	代 表 者	藤井重広	岡本英之	16
岐阜南	ぎ ふ 農 業 協 同 組 合 蘇原支店	所 在 地	〒504-0854 各務原市蘇原野口町1-1	〒509-0106 各務原市各務西町4-317-7	21
岐阜南	積水ハウス不動産中部(株) 岐阜東賃貸営業所	政令使用人	岡本和之	森伸二	22
		専任取引士	岡本和之	森伸二	

岐阜南	内 藤 建 設 (株) 各務原営業所 (NAITOHOME)	専任取引士	堀良光	日比野智	23
岐阜南	北 村 組 (有)	代 表 者	北村善夫	北村友秀	—
岐阜南	(株) か と う 不 動 産	支 部	岐阜中	岐阜南	—
		所 在 地	〒500-8833 岐阜市神田町9-18	〒504-0044 各務原市那加石山町2-20-1 Mポートビル2F	
		T E L	058-213-3300	058-322-6206	
		F A X	058-213-3400	058-322-6203	
		政令使用人	稲川将徳		
		専任取引士		加藤寛也・所希実子	
岐阜北	(株) ア ル ミ ッ ク 岐阜長良営業所	専任取引士	中江芳雄		28
岐阜北	ぎふ農業協同組合 不動産センター岐阜正木	T E L	0800-200-1161	058-215-8132	28
岐阜北	(株) ゆ ず り 葉	商 号	(株)丸重不動産	(株)ゆずり葉	30
		所 在 地	〒501-1168 岐阜市西改田上の町35-3	〒501-1168 岐阜市西改田上の町120-16-1F	
岐阜北	タ マ ホ ー ム (株) 瑞穂店	専任取引士	水谷亜紀		33
西 濃	岡 本 住 建 (株)	代 表 者	藤井重広	岡本英之	38
西 濃	岡 本 住 建 (株) 大垣店	代 表 者	藤井重広	岡本英之	38
西 濃	(株) 倉 望 工 業	専任取引士	金村悦子		39
西 濃	タ マ ホ ー ム (株) 大垣店	専任取引士	山田宜孝	水谷亜紀	40
西 濃	(株) わ こ	T E L	0584-69-5686	0584-51-0039	48
		F A X	0584-69-5686	0584-51-0039	
中 濃	R E A L E S (株)	専任取引士	林昇	池俣登士也	55
中 濃	ユ ニ オ ン (株)	専任取引士		堀部望美	58
東 濃	(株) カ チ タ ス 多治見店	専任取引士	平澤繁史		74
飛 騨	す み れ リ ビ ン グ (株)	政令使用人	坪井秀成	八野浩一	84

※ 頁の欄は、「令和2・3年度会員名簿」の掲載ページです。「—」表示は、名簿作成後の入会者・支部移転者等です。

ハトサポから「取引台帳」がダウンロードできます。

全宅連ホームページ会員専用サイト「ハトサポ」内の書式ダウンロードから、「取引台帳（取引成立台帳）」が無料でダウンロードできます。Excel版とPDF版がありますので是非ご利用ください。

詳細は、全宅連ホームページ (<https://www.zentaku.or.jp>) をご覧ください。

書式のダウンロードは、ハトサポの利用登録が必要です。



会員様の日常業務をハトマークの全宅連が全力サポート

ハトサポ



NEW

ハトマーク
Web書式作成システム
Web上で様々な契約書類を簡単作成

書式ダウンロード

最新の法令改正情報に対応した数多くの書式をいつでもダウンロード

NEW

特約・容認事項文例集
約640の文例を掲載！
重説や契約書作成時の？を解消

法令改正情報

宅地建物取引(業務)に関連する各種法令等の新設・改正情報をお知らせ

↑ click!





ハトマークは、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味しています。

また、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。

マークの上にある“REAL PARTNER”は、会員とユーザーが“REAL PARTNER”となり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークに込めたものです。

不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

【本部無料相談所】 来館による相談は事前に電話でご予約ください。

所在地 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館

電話番号 058-275-1551

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）

午前10:00～12:00 午後1:00～4:00

弁護士相談 事前に電話でご予約ください。

毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

【支部無料相談所】 事前に電話でご予約ください。

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）

午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉梅ノ木町2-9-2 陶都信用農業協同組合 泉梅ノ木支店2F	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする
不動産の総合情報サイト

“ハトマークサイト岐阜”
<http://www.gifu-takken.or.jp>

令和2年9月30日現在
所属会員 1,114名

発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）

会長・本部長 山本 武久

（編集責任者）

情報提供委員長 白井 博幸